

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
根 拠 法 令 名	下水道法（昭和33年法律第79号）	(条項)	第16条
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 開発調整グループ、装置グループ		
標 準 処 理 期 間	30日	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 大津市開発許可制度に関する基準 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認に係る審査基準は、大津市開発許可制度に関する基準に定めるとおりとする。なお、大津市開発許可制度に関する基準は、担当課において備え置く。</p> <p>【根拠法令】 下水道法第16条(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。